

保険給付対象 評価基準導入を検討 福祉用具

厚労省 新機能、テクノロジー系に対応

厚生労働省は、介護保険の給付対象となる福祉用具について、近年の技術の進歩や複雑化した新たな機能を備えた製品開発が進んでいた状況を踏まべて、対象種目とする際の考え方を見直す方針を決めた。保険給付に適したものであることを分かりやすくするため、要介護者の自立促進の有効性や安全性、保険適用の合理性などの側面から評価基準を導入することも視野に入れて検討していくとしている。年末までに一定の方向性を示す考えだ。

介護保険で給付対象となることを利用促進する福祉用具や住宅改修が図られるものの住宅改修工事を伴わず賃貸住宅でも支障なく利用できる年、国の医療保険福祉審議会老人保健福祉部会がその範囲となる7つの要件を整理している。(①要介護者等の自立促進または介護者の負担軽減を図るものの②一般の生活用品でなく介護のための新たな価値付けを有するもの③治療用でなく日常生活用具の④在宅で使用するものの⑤起居や移動など基本動作の支援を目的とするものの⑥一般的に低価格ではなく給付対象の範囲に当たる多様な福祉用具が開きたいとするもの)の考え方を改めて整理す

とした第1回目の検討会では、基本的な範囲の7つの要件自体は変更しないとした上で、検討方法について①自立促進・介護負担軽減への有効性②安全性③新たな機能を持つ福祉用具の保険適用の合理性の3点について、評価基準を導入するなどを明確化していくことを提案した。委員からは特に有効性に対する「利

用場面や何と比較して効果ありとするのか」「ケーブルなども該当する基準が分かりにくく、自立促進や介護負担軽減の有效性が不明確などと指摘のデータでなければ、保険給付に適しているかという判断はできない。その検証ができるのか」など現実的な難しさを指摘する声が相次いだ。厚

（休刊のお知らせ）
8月14日号は休刊
となります。次号は
8月21日号です。

